

府中市サッカーリーグ実施要項の補足事項

リーグ運営委員会事務局

1. リーグ編成・試合方法について

総当りによるリーグ戦とする。

2. ユニフォームについて

本項記載のユニフォームに関する取り決めは、府中市サッカーリーグに適用する。

他団体が開催する大会については、その大会が決めたユニフォーム規定に従うこととする。

- (1) ユニフォームの色について、シャツの主たる色は、黒・紺系統は認めない。ただし、パンツ及びソックスのいずれかは黒・紺系統を認める。

例： 【OK】黄－黒－黄、赤－白－黒

【NG】黒－白－白、黄－黒－黒

- (2) 試合に出場する際には、安全で見苦しくない着用とする。

ストッキング（ソックス）は、すね当てを完全に覆い、膝のところまで上げて着用しなければならない。

- (3) アンダーシャツ及びアンダーショーツやタイツを着用する場合、チーム内で統一されたものに限り着用を認める。

（但し、ゴールキーパーを除く）最終決定は、当該試合の主審の判断とする。

- (4) ユニフォーム（シャツ、パンツ、ソックス）は、正副2着登録したものを試合当日に必ず用意し、シャツには背番号をつける。

- (5) ゴールキーパーについては、試合においてフィールドプレイヤーと異なる色のユニフォームを正副2着用意する。

- (6) ユニフォームをチームで統一するにあたり、メーカー等の都合で統一が困難な場合極力同じもの（特に、主たる色、背番号のフォント及び色）を用意し、リーグ運営委員会事務局の承認を得ること。

- (7) 試合における背番号は、試合当日の登録において、「一番号に一選手」とする。ただし、ゴールキーパーについては、この限りでない（メンバー表に異なる番号を記載したうえで本部に説明をすること）。

3. 注意事項及び審判・当番業務

- (1) リーグ戦に関する注意事項は、次のとおり。

① 第1試合の両チームは、試合開始30分前までにグラウンド設営、本部設営等、試合が開始の準備を行う。

② 審判員は、試合開始30分前までにグラウンドに集合して準備を済ませ、本部にその旨報告する。

③ 試合開始20分前にメンバー表を、承認済み選手登録票とともに本部へ提出する。

④ 試合開始5分前までに、試合の準備を済ませ、審判のチェック（**服装及び用具**）を受ける。

⑤ 各チームは、試合に使用する検定球を用意する。

⑥ 審判員は審判服を着用する。

⑦ 審判員は、試合における警告・退場及びその他報告事項について、審判報告書を提出する。

⑧ オートバイは指定された場所に停車すること。

⑨ チームのゴミは各チームにおいて責任をもって処理する。

⑩ 東京都の受動喫煙防止条例の制定に伴い、郷土の森屋内外体育施設（郷土の森サッカー場・是政運動広場を含む河川敷内）では全場内禁煙とする。

⑪ 最終試合の両チームは、試合終了後グラウンド整備及び設営した用具の片付けを行う。

⑫ 諸事情により、試合の日程が変更になる場合がある。

- (2) 前項⑫の規定について、試合前日までの天候等により、予めリーグ運営委員会事務局から開催延期等の連絡がない限り、**第1試合の両チーム及び審判員は必ずグラウンドに集合**し、当日担当の当番に開催か否かの決定を確認する。また当番は、第2試合以降の該当チームに延期の場合のみ連絡を行う。
- (3) 当番の業務は、次のとおりとする。(別に定める「当番の役割について」参照。)
- ① リーグ戦実施における会場責任者及び**第4の審判員**として試合進行を補佐する。
 - ② 当該年度のリーグ実施要項とチーム役員名簿、日程表を必ず携行する。
 - ③ 試合会場で、試合の開催か延期かの決定を行い、所定の対応をする。
 - ④ 担当試合及びその周辺での出来事に配慮し、発生した事象について報告書に記入のうえ提出する。
報告は担当試合ごとに行い、必要によりその後の当番へ引き継ぎする。
- (4) 試合後は、所定の手続きにより、**必ず試合日を含め2日以内**に試合結果を報告する。報告が遅れた場合は、**リーグ実施要項の罰則及び失格 (1) ⑥に該当するので注意すること。**
- (5) 各試合におけるメンバー表及び個人成績報告書については、リーグ終了までチームで保管する。
- (6) 天候等により当日不戦を決定した場合
- ① **リーグ**運営委員会に報告し、不戦にする試合を確認する。
 - ② 不戦に該当するチームへ連絡を行い、連絡した結果を再度運営委員会へ報告する。
- (7) 年度内のリーグ戦において、当番を怠ったチームについて、初回は厳重注意とし、2回目はリーグ実施要項の罰則及び失格の(3)項に従い処分する。(処分の決定については規律委員会の裁定による)

4. 審判員について

- (1) **当該年度のサッカー競技規則及びリーグ実施要項を理解し、試合を正しく進めること。**
- (2) 審判員は、必ず審判服(シャツ、パンツ、ソックス)を着用し、シャツをパンツから出したり、ソックスをおろしたりせず、きちんと着用し、審判に必要な用具(ホイッスル・時計・ノート・イエローカード・レッドカード・コイン)を携行する。
電子ホイッスルは認めない。
- (3) **審判服(シャツ、パンツ、ソックス)の色は黒色を基本とするが、黒色以外の審判服(シャツ)を着用したほうが視認性が向上できると判断した場合に限り、黒色以外の審判服(シャツ)の着用を認める。その場合主審・副審全て同色の審判服(シャツ)で揃えることが望ましいが、主審のみ黒色以外の審判服(シャツ)を着用できるものとする。(着用できるのは審判服(シャツ)のみで色付きのTシャツを認めるものではない)**
- (4) 試合開始の**5分前**には準備を完了し**当番のチェックを受けること**。但し、試合後に審判の場合を除く。
- (5) 審判で使用する備品(ホイッスル、時計、フラッグ、カード等)は、各チーム(各自)で用意する。

5. 試合球について

(1) 当該試合の両チームは、**必ず検定球**を持ち寄る。

検定球については以下いずれかの記載があること。また、FIFA ロゴまたは JFA 新ロゴのボールが望ましい。



(2) **試合球は2つ必要（本球と予備球）。**

(3) 試合に適正なボールを試合球として用意する。（新品でなくても良いが、変形、膨張、弾みが悪い等のボールは試合球には相応しくない）

(4) シニア（0-60）については、**軽量球（380g～400g）**とする。

以上